★ 田村市ブランド認証産品に応募しませんか? ★

本市で生産される地域産品を田村市のブランド産品として重点的に支援し、市全体のイメージアップと販売促進を図るため、ブランド認証事業に取り組んでいます。現在、38 品目の商品を認証しています。

認証品の追加募集を行いますので、認証を希望する産品生産・加工事業者の方は申請書などの提出をお願いします。

- ●認証のメリット
- ・市ホームページ、市公式 SNS、パンフレットなどで PR
- ・認証シールで他の産品と差別化
- ・イベントや各メディアへ優先して紹介
- ●対象商品 市内で生産された農産加工品
- ●募集期限 12月28日 (水) 受付は平日の午前8時30分~午後5時15分
- ●申込方法 申請書類を農林課へ提出してください。

申請書などは農林課で配布するほか、市ホームページからも

ダウンロードできます。

●その他 田村市ブランド産品認証委員会で認証の可否を審査します。

詳しい内容は、農林課へお問い合わせください。

問·**申**産業部 農林課 ☎81-2511



Tamura International Exchange Association 田村市国際交流協会事業のご案内

英会話教室でハロウィーンを体験!

英会話教室の初級、中・上級の合同クラスを 10 月 31 日に実施しました。

ちょうどハロウィーンの日にあたり、生徒の方々は コスチュームに着替えたり小物を用意したりして楽し みました。英語版福笑いや伝言ゲームでクラス関係 なく盛り上がりました。



たむらを知る会で田村を満喫

11月12日、たむらを知る会を実施しました。外国人の方を含め、18人の参加者と常葉・都路地区を中心に散策を楽しみました。

昼食を取ったよりあい処華では、郷土料理やさい 餅を食べたり、白菜漬け・餅つき体験などをしたりし てにぎわいました。



日本語交流サロンのお知らせ

12月17日(土) に地域交流サロン ship で外国の方との交流を予定しています。 クリスマスにちなんだ体験を実施予定です。

日本語で気軽に参加できますので、ご興味ある方はご連絡ください。

問・甲田村市国際交流協会(事務局:産業部 観光交流課) ☎81-2136





パソコンやスマートフォンを使って 確定申告はe-taxで申告しましょう

e-tax とはお手持ちのスマートフォンやパソコンからインターネットを利用して申告等の手続きができるシステムです。

【e-tax の便利な点】

- ●税務署に出向くことなく、インターネットで申告等の手続きをすることができます。
- ●確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。
- ■還付申告の場合、書面の手続きより早く還付金を受け取ることができます。
- ●申告内容を市と共有しているので、住民税申告を別に行う必要がありません。

【e-tax を利用するための準備】

e-tax には2つの利用方法があります。

1. マイナンバーカード方式 (パソコンを利用する場合) 用意するもの:マイナンバーカード、ICカードリーダライタ

※ IC カードリーダライタの代わりに、マイナンバーカード 対応のスマートフォンも利用可能。

2.ID・パスワード方式 (パソコン、スマートフォン、タブレットを利用する場合)

用意するもの:ID(利用者識別番号)、パスワード(暗証番号)

※ ID とパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認 の後に発行されます。

発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類を お持ちの上、税務署で手続きをしてください。

※ e-tax の他にも、ホームページで作成した申告書を印刷し、税務署へ郵送・提出して申告を行うこともできます。

問郡山税務署 ☎024-932-2041

市民部 税務課 281-2119

国税庁ホームページをご覧ください。





事業所の皆さんへ

「令和 5 年度ごみ収集カレンダー」の 広告主を募集します!

市民全員が毎日目にするごみカレンダーに広告を載せませんか?希望する事業者の方は次の内容を確認し、お申し込みください。

●広告媒体

名称: 令和5年度ごみ収集カレンダー

発行日:5年4月1日 **対象期間**:5年4月~6年3月

発行部数:約16,000部

●規格等

規格:縦 40mm×横 80mm

掲載位置:カレンダー最下段の余白部分

募集数:4枠

広告料: 1枠 120,000円/年

●申込方法

12月23日(金)までに申込書と広告原稿を生活環境課へ提出してください。

申込書は生活環境で配布するほか、市ホームページから ダウンロードできます。 申し込みが募集枠数を超えたときは、市内事業者を優先 し、抽選を行います。

●その他

広告の内容が市の定める広告掲載要綱・基準などに反するものは、掲載できません。

また、申し込みの状況によっては掲載できない場合があります。

詳しい内容は、生活環境課へお問い合わせください。

問·申市民部 生活環境課 ☎81-2272



1 2 3 4 5 1 2 1 2 1 2 6 1 8 9 10 11 12 3 4 5 6 1 8 4 3 4 5 6 1 8 4 13 10 15 16 10 18 19 10 10 10 12 13 14 15 16 10 10 12 13 14 15 16 20 21 22 23 23 25 26 17 18 19 20 21 22 23 17 18 19 20 40 22 23 23 28 29 30 31 24 25 26 27 28 29 30

広告掲載欄 広告掲

広告掲載欄

広告掲載欄

広告掲載欄

10

11 Tamura December.2022